

平成27年度 宮崎市社会福祉事業団 事業計画

当事業団は、宮崎市から指定管理者として指定を受け、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、障がい児・者、児童、高齢者に関する施設経営を行っています。

宮崎市総合発達支援センターでは、相談・診療・訓練・通園等の有機的な連携を図りながら、専門機能を発揮し、子ども達の発達と家族の支援を行います。

診療部の障がい児・者総合診療所においては、発達に障がいのある子ども、あるいは疑われる子どもを早期に発見し、適切な療育を実施します。昨年度は非常勤医師の派遣に対して宮崎大学医学部からの協力もあり、小児科医師が増員となり待機期間の短縮が図られましたが、今年度もさらなる診療体制の充実を図るために、引き続き宮崎大学医学部や宮崎市と連携していきます。また、初診待機児への対応のため、臨床心理士による子どもと保護者を対象に発達相談を実施したり、必要によっては発達障がい家族相談養成研修を修了した方（ペアレントメンター）に、子育ての先輩という立場で相談を受けていただくなど、初期対応の充実に取り組みます。

通所部の「児童発達支援センター すぴか」や、「生活介護事業所 宙」については、利用者のニーズに対応し、より一層充実したサービスの提供に努めます。特に、災害や危険時、緊急時に備えた具体的行動マニュアル（避難体制、捜索体制、緊急連絡先の把握、利用時の安全管理）は、状況に応じて適宜見直すとともに、定期的な安全法講習会や訓練を実施します。

地域生活支援部においては、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターとして中核的な相談支援機関の役割を担い、併せて療育の各種支援事業等を展開し、地域のネットワーク化を推進します。

昨年、国の広域連携モデル構築事業の一つとして、宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」運営事業が採択されました。これに対して宮崎市が「宮崎市総合発達支援センターあり方検討会」を設置し、宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」の運営将来構想を取りまとめました。今年度は具体的な整備事業の実施に向けて、引き続き宮崎市と連携して取り組んでいきます。

児童館・児童センターは、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、遊びを通して児童への集団的、

個別的指導を行っています。また、学齢期の子どもが来館する前の時間帯を利用して、子育て家庭の親とその子どもの交流等を促進する「子育て交流ひろば」のさらなる活性化に努めるため、全館で実施し、子育て支援機能の充実を図ります。さらに、児童館・児童センターが地域における「子育て拠点施設」であることを踏まえ、地域の子育て環境づくりにおいて地域の関係機関との連携の強化を図ります。

老人福祉センター・老人いこいの家では、高齢者相互の交流や健康づくりの場として、敬老会やクラブ活動の発表会などの様々な行事を実施することにより、高齢者の生きがい支援に努めるとともに、快適に過ごすことができるよう環境の整備に努めます。また、利用案内パンフレットを地域団体、関係機関へ配布し、新規利用者の拡大にも積極的に取り組みます。

今後とも、各種機能の充実や新たな事業の創出に取り組み、住民のニーズに応じた利用者本位のきめ細かな福祉サービスを提供するとともに、積極的な情報公開を行い、透明性の高い施設運営を目指します。

また、職員一人ひとり、宮崎市の設置した社会福祉法人としての責任と自覚を持って、業務に当たります。そのためには、職員が不断の努力と改革改善への意欲を維持することが大切となることから、職員の資質向上、能力開発などの重要性の認識の下、人材の育成に努めます。

もとより事業団の経営に当たっては、経営理念を基本とし、以下の経営方針に基づき努力を重ねて事業を推進します。

《経営理念》

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

《経営方針》

- 1 福祉サービスを必要とする利用者の要望に応えるため、質の向上を図り、創意工夫して魅力あるサービスの創造に努めます。
- 2 公正かつ透明性を基本とした効率的な健全経営に努め、組織の継続的・安定的発展を目指します。
- 3 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、多様な社会的ニーズに対応します。

1 法人本部（事務局）

《運営方針》

事業団としての高い公益性と専門性を堅持しつつ、法人及び指定管理施設の効率的かつ適正な経営に努め、より一層の地域福祉の推進に寄与します。

《重点目標》

- ① 現在管理運営を行っている22施設について、平成27年度に実施される指定管理者の公募に向けては、引き続き指定を受けるために、積極的に情報収集、分析及び課題整理をしていきます。
- ② 安定した経営体制を構築するため、宮崎市社会福祉事業団中期経営計画を策定します。
- ③ 利用者の視点に立ったサービス体制の確立と職員の資質向上が求められるため、全職員を対象とした研修を初任者・中堅職員・管理職と、体系的に実施します。
- ④ 全職員を対象に改革改善への意識を高めるため、個々の目標を明確にし、計画性、効率性、採算性を考慮した業務遂行の意識づけを行います。
- ⑤ 新会計基準の適正な経理処理を行います。

《業務内容》

- ① 本部事務局は、事業団組織の中で法人本部としての総合的な企画・調整機能を持ち、事業団の経営に関する総括的な管理を行います。特に、今年度は22施設の指定管理3期目に向けて、これまでの運営実績や新たな取り組みを宮崎市へ提案し、確実に獲得できるように取り組みます。
- ② 事業計画・予算・決算その他法人の運営に必要な事項を審議・決定するため、適宜理事会・評議員会を開催します。
- ③ 予算・決算の調整及び適正な管理を行い、効率的で透明性のある健全経営に努めるとともに、定款、諸規程の整備を行い、円滑な事業の推進を図ります。
- ④ 各種制度改革に対応できる業務体制の整備を図るとともに、経営の自立性を高めるため、事業団に蓄積された人的・物的資源を活用し、障がい児・者や子どもに関する分野の事業に積極的に取り組むよう検討を行います。
- ⑤ 事業団職員としての資質の向上と、改革改善への意識の高揚を図るため、目標管理や職員研修を積極的に実施します。
- ⑥ 指定管理施設の管理には遺漏のないように万全を期すとともに、利用者の

安全を第一に計画的な避難訓練等や消火・避難設備等の点検を実施します。
また、災害時における事業継続計画の適宜見直しを行います。

- ⑦ 施設毎の意見箱を通して、利用者ニーズを把握し、施設運営や活動に反映させることにより、利用者へのサービスの向上に努めます。また、苦情解決のための第三者委員や苦情処理委員を活用し、利用者等からの苦情に迅速に対応します。
- ⑧ 会計・財務の専門家と定期的に協議を行い、適正な税務申告及び会計処理に努めます。
- ⑨ 新会計基準適用の初年度として、施設単位での財務管理を行い、より詳細な経営実態の把握に努めます。

2 宮崎市総合発達支援センター障がい児・者総合診療所（診療部）

《運営方針》

発達に障がいのある子ども、あるいは疑われる子どもを早期に発見し、適切な療育を実施するため、相談・診療・訓練等の専門機能を最大限に発揮し、子どもの「発達」及び家庭や地域における生活を支援する役割を担う診療所を目指します。

《重点目標》

- ① 障がいの早期発見・早期療育のため、保健所、幼稚園、保育所、医療機関等との連携を図ります。また、保健所の定期検診・乳幼児発達相談や学校等への支援を行います。
- ② さらに診療体制の充実を図るために、引き続き宮崎大学医学部や宮崎市と連携していきます。
- ③ 初診待機児への対応のため、外来相談の充実に努めます。また、待機期間等を利用し、肢体不自由児を対象とした外来グループにて、遊びの提供をしながら家族の支援を行います。
- ④ 難聴外来やABR（聴性脳幹反応）検査装置の活用により、乳幼児期における聴覚障がいの早期発見と診療の充実に努めます。
- ⑤ 医師やセラピストによる療育講座を開催し、センターを利用する保護者への支援を行います。

《業務内容》

- ① 診療科目は、小児科（常勤1、非常勤2）、耳鼻咽喉科（月6回、うち4回は難聴外来）、眼科（週1回）、精神科（月2回）、整形外科（2週に1回）の5科目とし、より充実した診療に努めます。
- ② 機能訓練と外来相談部門には、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、視能訓練を行うセラピスト及び臨床心理士を配置し、総合的な評価に基づき各種訓練・指導・相談を行います。

〈外来相談〉

利用者を受付開始から継続的に把握し、定期的な評価や処遇についての検討会を開催します。また、診療所内の調整はもとより、利用者が専門的な療育・福祉サービスを適切に受けられるよう、地域生活支援部や通所部のほか、関係機関との連携を図ります。

〈理学療法〉

運動発達の遅れや運動障がいのある子どもの発達を促し、日常生活に適應できるよう、個別的に動作の指導及び訓練を行うとともに、障がいが重度重複化する中、呼吸障がいへの取り組みも積極的に行います。また、保護者・地域の医療・福祉・教育機関等と連携し、保育所・学校等への訪問支援を行うなど、子ども達の地域での生活を支援します。

さらに、老人福祉センターへスタッフを派遣して、身体の機能訓練を目的とした運動等を行い、利用者の健康維持に努めます。

〈作業療法〉

発達に障がいがある子どもに対して、主に遊びを中心とした活動を通して、身体の使い方や手の動き等の運動機能の促進を図るとともに、コミュニケーションや対人関係などの社会的スキルを育てます。年齢や知的能力、感覚特性、行動特徴を考慮して、その子どもに合った作業療法を提供します。また、保護者、地域の医療・福祉・教育機関等と連携し、訪問支援・職員研修を行うなど、子ども達の地域での生活を支援します。

〈言語聴覚療法〉

ことばの発達、発音（構音）、聴こえ、食べることや飲むこと、コミュニケーションについて検査・評価を行い、言語機能及びコミュニケーション訓練、構音訓練、摂食・嚥下訓練、AAC（補助代替コミュニケーション）訓練などの言語聴覚療法を行います。また、保護者、地域の医療・福祉・教育機関等と連携し、発達に不安のある子どもの保護者相談を受けるなどして、子ども達の地域での生活を支援します。

〈心理療法〉

精神発達及び情緒に関する評価を実施し、家庭や所属する集団などの生活場面における療育への支援を行います。また、二次的な情緒障がいの予防、適応改善のための心理療法を、個別療育、集団療育において実施します。

さらに、保健所や他の医療機関等で発達に関する相談経験のない初診待機中の子どもと保護者を対象に発達相談に応じ、必要によっては発達障がい家族相談養成研修を終了した方（ペアレントメンター）に、子育ての先輩という立場で相談を受けていただくなど、初期対応の充実に取り組みます。

〈視能訓練〉

眼科的疾患が疑われる症例に対し評価を行い、視機能の発達時期である幼児期に弱視・斜視における訓練・指導を行います。また、ロービジョン児（低視力児）に対する評価・指導も行います。

3 宮崎市総合発達支援センター地域生活支援部

《運営方針》

宮崎市及び広域2町における在宅障がい児・者及び家族が、安心して暮らせるように、福祉保健医療サービスの調整を図るとともに、関係機関との重層的な連携により、生活しやすい環境づくりを進めます。

また、障がい児・者相談支援については、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターとして中核的な相談支援機関の役割を担い、併せて療育の各種支援事業等を展開し、地域のネットワーク化を推進します。

《重点目標》

- ① 障害者総合支援法や児童福祉法に基づく「市町村による相談支援事業」や「サービス等利用計画」「障がい児利用支援計画」作成（専門性の高い複雑困難な事例）にかかる相談支援を円滑に実施していくために、宮崎市と連絡調整を図りながら適切に対応します。
- ② 宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターとして、宮崎市の相談支援の地域支援体制構築と虐待防止の推進に努めます。
- ③ 保育所等の地域の関係機関との連携を円滑にしながら、障がい児等支援体制整備事業をより一層充実します。

《業務内容》

- ① 地域生活支援（相談支援）を障害者総合支援法上の「基本相談支援」と「計画相談支援」に分けて取り組み、また「児童発達支援センターにおける障がい児相談支援」との連携を図りながら適切な支援を行います。
- ② 宮崎市の相談支援体制の強化を図る取り組みとして、他の指定相談支援事業所に対して専門的な助言等を行います。
- ③ 保育所等の地域の関係機関や、家庭を訪問することにより、利用者や家族からの福祉サービスの利用の仕方に関する事など、様々な相談に応じるとともに、各種サービスを提供するためのサービス等利用計画を作成し、支援の調整等を行います。
- ④ 地域の障がい児やその家族への療育相談及び他の障がい児通所支援事業所への支援等を行い、地域支援の強化に取り組みます。
- ⑤ 障がい児及びその家族が気軽に利用できる場所（児童館等）を活用し、交流や遊びの場の提供を行うとともに、子育て等に関する支援を行います。
- ⑥ 宮崎市自立支援協議会の運営や各種会議に積極的に参加し、相談支援・療育支援のネットワーク化、社会資源の開発を行います。

- ⑦ 重症心身障がい児（3歳未満の乳幼児）及びその保護者を対象とした支援事業「のびのびくらぶ」を行い、子どもの健やかな成長と家族の育児不安の軽減を図ります。

4 宮崎市総合発達支援センター 児童発達支援センター「すぴか」(通所部)

《運営方針》

障がいのある幼児や発達が気になる幼児に対して、家庭と連携して基本的な生活習慣や友だちと遊ぶ力を付けることなど、将来健康で豊かな社会生活を送る基礎づくりとなる療育を実施します。

また、保育所等に通う障がい児や発達が気になる子どもに対する支援を行うなど、地域支援にも対応していきます。

《重点目標》

- ① 障がい種別及び発達段階に応じた通所支援を実施し、家庭との連携を図りながら、子どもの育ちに必要な援助や助言を行います。
- ② 地域の障がい児やその家族への相談等を実施する障がい児相談支援事業と、地域の保育所等の施設に通う障がい児への支援を行う保育所等訪問支援などの地域支援を実施します。
- ③ 多種多様な障がいに対応するために、職員の研修や学習会を行います。

《業務内容》

(1) 療育内容

- ① 生活リズムを整え、基本的な生活習慣（食事、排泄、衣服の着脱等）を身に付けさせます。
- ② 集団での遊びを中心に遊びを見つける力、遊びを作り出す力、皆と遊ぶ力を付けながら発達を促します。
- ③ 生活経験を豊かにし、集団生活への適応や社会性を身に付けさせます。
- ④ 家庭との連携を密にして、子どもの育ちに必要な援助や助言を行います。
- ⑤ 障がいの程度や発達段階、年齢等を考慮して、個別療育目標や指導計画を作成し、これに従って保育を行います。また半年毎に指導報告書を作成し、保護者と面談を行います。
- ⑥ 小児科医の診察は基本的に毎日行い、小児科は年2回、眼科、耳鼻科、歯科は年1回の検診を実施します。
- ⑦ 医療スタッフ（PT・ST・OT・CP・ORT）※1が定期的に保育やSTによる食事場面に参加し、指導の充実を図ります。
※1 PT：理学療法士、ST：言語聴覚士、OT：作業療法士、CP：臨床心理士、
ORT：視覚訓練士
- ⑧ 地域の保育所等に通う障がい児に対し、訪問保育を実施し適切な支援を行います。

(2) 療育方法

- ① 主として集団による指導を行っていますが、さらにきめ細やかな指導を行うため、障がい種別によるグループ編成での療育を行います。また、グループ別の指導や摂食指導を随時、医療スタッフ（PT・ST・OT・CP）が行います。
- ② 親子保育を週1回実施します。
- ③ 学習会、懇談会、交流会を行い、保護者が我が子の育成に自信と希望が持てるよう支援します。

(3) 健康・安全等

- ① 健康状態を常に把握し、疾病の予防と早期発見に努めます。
- ② 感染予防の具体的計画及び対応のための感染症マニュアルを状況に応じて適宜見直しをします。特に、食器、その他設備や飲料に供する水などについては衛生管理を徹底し、感染予防に努めます。
- ③ 栄養士と保育者の連携の下に、栄養バランスの取れた献立、通所児の実態に合った調理、適温での配食に努めます。
- ④ 災害や危険時、緊急時に備えた具体的計画（避難体制、捜索体制、緊急連絡先の把握、利用時の安全管理）は状況に応じて適宜見直すとともに、定期的な安全法講習会や訓練を実施します。

(4) 主な年間行事

春の遠足、こどもの日、納涼保育、うんどう会、おたのしみ会、節分、ひなまつり、お別れ遠足、卒園式、バイキング給食、個別面談、母親学習会、誕生会（誕生した日）

(5) 施設概要

- | | |
|-----------|---|
| ・通所対象者 | 通所受給者証を所持する、主たる障がいが肢体不自由の場合は1歳半から、主たる障がいが知的障がい等の場合は2歳から6歳（就学前）までの乳幼児。 |
| ・開所日 | 月曜日から金曜日まで |
| ・サービス提供時間 | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| ・送迎 | 有 |
| ・定員 | 40名 |

5 宮崎市総合発達支援センター 指定生活介護事業「宙」(通所部)

《運営方針》

重度・重複障がい者がそれぞれの個性を生かし、人との出会いを広げながら、社会人として地域の中で暮らしていくための支援を行います。

また、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行います。

《重点目標》

- ① 利用者及び家族が希望する生活課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づいた個別支援計画を作成し、利用者に対して必要なサービスの提供を行います。
- ② 障がいの重度重複化に対応した安全対策強化のため、医療行為の基礎と手技の実務研修（医療ケア研修）を行います。

《業務内容》

(1) 支援内容

- ① 個別支援計画に基づいて、青年らしい日中活動が行えるよう支援します。
- ② 生活の支援として、利用者の体調を第一に考え、入浴、排泄、食事のサービス提供を実施します。なお、支援を行う場合は、主体性をもって自己決定できるよう援助します。
- ③ クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上を目指して、四季を通じて毎日が楽しく過ごせるよう、一人ひとりに応じた活動を計画します。また、外出の機会を多くし、生活に広がりを持つよう支援します。
- ④ 家庭との連携を密にして、利用者の健康管理に気を付けます。
- ⑤ 小児科医の診察は毎日行い、年2回は健診を実施します。
- ⑥ 必要に応じ定期的に医療スタッフ（PT・ST・OT）※1による評価を行い、利用者の状態に即した支援を図ります。

※1 PT：理学療法士、ST：言語聴覚士、OT：作業療法士

(2) 支援方法

- ① 主として午前中は集団により活動しながら、必要に応じてきめ細やかな支援を行うため個別対応を行います。午後は一人ひとりの体調に応じて静養を取り入れ、利用者との交流や小集団での活動を行います。
- ② 学習会、懇談会、交流会を行い、保護者と利用者の生活を支援します。

(3) 健康・安全等

- ① 健康状態を常に把握し、疾病の予防と早期発見に努めます。
- ② 感染予防の具体的計画及び対応のための感染症マニュアルを状況に応じて適宜見直しをします。特に、食器、その他設備や飲料に供する水などについて衛生管理を徹底し、感染予防に努めます。
- ③ 栄養士と生活支援員の連携の下に、栄養バランスの取れた献立、利用者の実態に合った調理、適温での配食に努めます。
- ④ 災害や危険時、緊急時に備えた具体的計画（避難体制、バス乗車時の対応、緊急連絡先の把握、利用時の安全管理）は状況に応じて適宜見直すとともに、定期的な安全法講習会や訓練を実施します。

(4) 主な年間行事

さつき会、おたのしみ会、成人のお祝い会、節分、ひなまつり、外出（美術館観覧、公園、買い物、喫茶店等）、個別面談、誕生会（誕生した日）

(5) 施設概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ・利用対象者 | 障がい支援区分6 身体障がい者手帳1, 2級療育手帳Aの重症心身障がい者 |
| ・開所日 | 月曜日から金曜日まで |
| ・サービス提供時間 | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| ・送迎 | 有 |
| ・利用定員 | 一日20名 |

6 児童館・児童センター、児童クラブ等

《運営方針》

児童を対象に安全で安心できる遊び場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、子育て家族への支援や地域の子育て環境づくりに積極的に取り組みます。

《重点目標》

- ① 行事や集団活動を通じて仲間づくりや生きる力、遊びへの意欲を高め、児童の心身の健康と社会性を育みます。
- ② 子育て家庭の親とその子どもの交流等を促進し、子育て支援機能の充実を図ります。
- ③ 施設を有効活用するため、利用者数が少ない中・高校生の利用促進を行います。
- ④ 地域福祉における児童健全施設としての機能の充実を図ります。
- ⑤ 児童クラブ等の運営の充実を図り、放課後児童の健全育成に努めます。

《業務内容》

- ① 安全で快適な施設が利用できるように、日常の施設内外の清掃、遊具の点検・修理を行い、環境の整備に努めるとともに、火災訓練や地震訓練を定期的実施し、危機管理を徹底します。
- ② 施設ごとの地域性を生かした、季節行事や昔遊び等の行事、自然体験活動、ボランティア活動、クラブ活動等の企画運営を行います。また、児童館発の新たな遊びの発信や、昨年度に宮崎市制90周年記念イベントで作ったダンス「笑顔でダンス宮崎 city」の普及を行います。
- ③ 「子育て交流ひろば」を開催し、子育てに関する学習講座、情報提供、サークルの育成などを、関係機関と連携しながら行います。また、発達支援センター地域生活支援部の子育て相談員と連携し、「親子教室」を実施して子育て等に関する助言・支援を行います。
- ④ 中・高校生の受け入れ促進のため、ニーズを把握し遊び場とともに居場所としての機能の確保や、小学生との交流行事、乳幼児とのふれあい交流事業等を行います。
- ⑤ 運営委員会を開催し、施設の運営に対する提言のほか、児童館・児童センターが地域における「子育て拠点施設」であることを踏まえ、地域の子育て環境づくりにおいて地域の関係機関との連携の強化を図ります。
- ⑥ 広報活動として、各館ごとの児童館だよりの作成のほか、児童館ホームページ

ージを整備し、地域への情報発信を行います。

- ⑦ 巡回児童館及びハロー・キッズルーム並びに倉岡・青島・住吉・住吉第二児童クラブを受託し、放課後児童の安心・安全な居場所づくりに努めます。

《施設概要》

(宮崎市児童館・児童センター)

- ①利用資格・・・・・・・・・・児童（18歳未満）とその保護者、子ども会等児童によって組織された団体、地域活動クラブ等の児童の健全育成を目的として組織された団体
- ②休館日・・・・・・・・・・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ③利用時間・・・・・・・・・・午前10時から午後5時30分まで
（11月、12月は午後5時まで）
- ④施設名・・・・・・・・・・霧島児童館、恒久児童館、栄町児童館、大島児童館、生日児童館、倉岡児童館、本郷児童館、大塚台児童センター、西原児童センター、平和が丘児童センター、憶児童センター、青島児童センター、住吉児童センター、木花児童センター、大塚児童センター

(宮崎市児童クラブ)

- ①利用資格・・・・・・・・・・小学校1年～6年生児童
- ②休業日・・・・・・・・・・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ③利用時間・・・・・・・・・・授業のある日は下校時から午後6時まで、授業のない日は午前8時から午後6時まで
- ④児童クラブ名・・・・・・・・・・住吉児童クラブ、倉岡児童クラブ、青島児童クラブ、住吉第二児童クラブ

(宮崎市ハロー・キッズルーム)

- ①利用資格・・・・・・・・・・主に大淀小学校児童
- ②閉館日・・・・・・・・・・土、日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ③利用時間・・・・・・・・・・午後1時から午後5時30分まで
（11月、12月については、午後1時

から午後5時まで)

(宮崎市巡回児童館)

- ①利用資格・・・・・・・・小学生児童
- ②閉館日・・・・・・・・土、日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ③利用時間・・・・・・・・午後3時から午後5時30分まで
（11月、12月については、午後3時から午後5時まで）
- ④小学校区（曜日、場所）・・・・穆佐小（月曜日、穆佐出張所）、広瀬北小（月曜日、梅野地区学習等共用施設）、住吉南小（火曜日、元村自治公民館）、高岡小（火曜日、高岡地区農村環境改善センター）、大宮小（水曜日、下北方町自治公民館）、七野小（水曜日、田野西地区公民館）、宮崎南小（木曜日、月見ヶ丘センター）、国富小（木曜日、国富ヶ丘団地集会所）、学園木花台小（金曜日、学園木花台自治公民館）、小松台小（金曜日、小松台小学校内ふれあい教室）

7 老人福祉センター・老人いこいの家

《運営方針》

地域の高齢者が、趣味や娯楽、健康づくりを通じて、お互いの交流を深めるとともに、利用者のニーズに対応した事業や各種相談を実施することにより、高齢者の生きがいをづくりの地域拠点となるよう、親しみやすく開かれた施設運営に努めます。

《重点目標》

- ① 地域の高齢者に対し、利用者相互の交流とサークル活動の場を提供し、健康で明るく生きがいのある生活が営めるよう支援します。
- ② 高齢者が心身ともに健康で、穏やかに過ごせるように、健康相談をはじめ日常の生活相談等に対しても、気軽に話し相手になり、必要に応じて専門機関等と連携を図りながら積極的に解決にあたります。
- ③ 世代間交流、特に高齢者と児童との交流を積極的に行います。

《業務内容》

- ① 趣味、教養、健康づくりに関するサークル活動やレクリエーション活動の支援のほか、入浴、電位治療器やマッサージ機の提供などを行います。
- ② 職員による日常的な相談や看護師による健康相談等を実施するとともに、介護予防教室、認知症予防教室を開催します。
- ③ 様々な行事を開催し、利用者同士の交流や地域との交流、世代間の交流（近隣の保育園、幼稚園、児童館・児童センター等との交流）を進め、利用の促進を図ります。
- ④ 安全で快適な利用できるように、日常の施設内外の清掃、浴槽の点検のほか、定期的な機器の点検・修理を行い、施設の環境整備に努めます。
- ⑤ 避難訓練の実施や、利用者の体調不良の際の緊急時訓練等を実施し、危機管理の充実に努めます。
- ⑥ 施設ごとに運営委員会を開催し、利用者や地域住民の声を施設運営に反映させることにより、利用者目線の施設運営に努めます。
- ⑦ 利用案内パンフレットを地域団体、関係機関へ配布し、新規利用者の拡充を積極的に行います。
- ⑧ 北部老人福祉センターについては、複合施設である青少年プラザや地域包括支援センターと連携して新たな事業を創出することにより、世代を越えて親しまれる地域拠点を目指します。

《施設概要》

- ①利用資格・・・・宮崎市在住の60歳以上の方とその介護者
- ②休館日・・・・日、祝日（敬老の日を除く）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ③利用時間・・・・午前9時から午後5時まで
- ④施設名・・・・北部老人福祉センター、南部老人福祉センター、赤江老人福祉センター、跡江老人いこいの家、住吉老人いこいの家、古城老人いこいの家